

令和3年7月

中央公民館

今月のお知らせ



● 講堂・体育館 ●

お問い合わせ 中央公民館 752-3080

月日	催し物の名称	開場利用時間	入場方法	主催
7/24 (土)	うたごえ Familia かすかべ	14:00 ~ 17:00	自由 (50人程度)	異文化芸術交流会

※会場の定員は175名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

● ギャラリー ●

月日	催し物の名称	展示・開催時間	主催・定員等
7/10 (土)	かすかべ歌声ランド	14:00 ~ 15:45	自由 (30人程度)
7/14(水)~ 7/18(日)	第33回 画藤会展	10:00~17:00 (初日 13:00から、 最終日 15:00まで)	画藤会

※会場の定員は100名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

● 主催事業 ● - 受講者募集 -

催し物の名称	開催日程	内容	定員	受付・締切
「かすかべカフェ」☕	7/8 (木)	かいどうよせ 街道寄席 アマチュア落語家による 笑顔溢れるひととき	30名 (先着順)	電話または直接 (受付中)
「音楽鑑賞会」 矢島 彩 ヴァイオリン ソロ コンサート🎻	7/11 (日)	地元出身のヴァイオリ ニストによるコンサ ート(ピアノ伴奏あり)	175名	整理券の配布は 終了しました
「企画展」カッシーニ・ あかつき・はやぶさ2 ~惑星探索の最新情報~🚀	7/27(火) ~8/1(日)	小惑星探査の最新情 報をパネルで紹介	自由観覧	—
「自然観察会」 ~星空観察~🔭	7/30(金)	星座の講話と夏の夜空 を天体望遠鏡で観察	小学3年生 ~中学生 20名	7/10(土) から 電話または直接

■ 注意事項 ■

1. 主催事業以外の催し物に関しましては、各主催者へお問い合わせください。
2. 入場券等の取り扱いは、公民館では一切行っておりません。
3. 上記日程以外にも、サークル等(一般利用者)の利用があります。
空いた時間で、会場の利用をご希望の方は、中央公民館窓口までお問い合わせください。
新型コロナウイルス感染拡大の状況等によっては、催し物が中止となる場合があります。

🌿 今月の休館日 🌿

5日(月)、12日(月)、19日(月)
22日(木)、23日(金)、26日(月)

裏
も
面
ご
覧
く
だ
さ
い
!!

令和3年7月

連載特別

公民館の役割について



—「今月のお知らせ」裏面をご覧くださいありがとうございます！—

5月号より、お知らせの裏面を活用して「公民館の役割」について掲載しています。あなたの知らなかった公民館の一面が、見えてくるかもしれません！ぜひご一読ください。（お知らせの情報量によっては、連載をお休みする場合があります）

公民館とは・・・公民館の運営（その1）

1. 運営の原則

公民館は、社会教育法に基づき、市町村の社会教育行政の一部に位置づけられています。（社会教育法第21条第1項）。

平成15年以降は、地方自治法の一部改正により指定管理者制度が生まれ、公民館の管理・運営にも導入されています。なお、春日部市の公民館は、すべての館が市による管理・運営体制となっています。（令和3年6月現在）

公民館の運営の原則には次の3つがあります。

①「地域性」

公民館は、行政が地域住民ニーズを把握し、地域が抱える様々な教育課題への対応などについて、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。

②「教育専門性」

すべての活動に、社会教育的な観点に基づいた専門的な配慮がなされている。

③「公共性」

公民館は、年齢、性別、職業等を問わず、全ての人に開かれた場所として運営している。

2. 公民館の仕事

公民館には、さまざまな役割があり、社会教育法第22条には次の6つの事業が掲げられています。

一 定期講座を開設すること。

中央公民館を会場にする講座でいえば、「かすかべカフェ」、「健康をかんがえる」（令和3年6月現在休止中）、「婦人講座」、継続的に開催する学習会などが該当します。

二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会を開催すること。

単発的な学習講座や、各種展示会など、時節に応じて実施している主催事業がこれに該当します。

三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

図書の貸出し（令和3年6月現在休止中）や、資料の閲覧などができるのも、市内の公民館の特徴です。

四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

地区体育祭の運営を担うほか、体育、レク関係の主催事業を展開しています。

五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

自治会、学校、PTA、いきいきクラブ、更生保護女性会、地域包括支援センターなど…様々な地域の団体・機関と連携し、公民館活動や地域活動の中心となっています。

六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること

貸館業務がこれにあたります。地域の人たちが様々な活動を行うために、身近で気軽に利用できる活動場所として、公民館が大きな役割を果たしています。

▶次回は「公民館の運営」(その2)を特集します！